

「精華町の宝もの」デジタルマップ制作業務委託仕様書

1. 事業名

「精華町の宝もの」デジタルマップ制作業務

2. 背景

精華町内には、町の歴史文化を語る寺社、建造物等の多様な文化財等（以下、「精華町の宝もの」という）が所在していますが、認知度の低さに課題があります。

これまで本町が実施した講座・イベント等では、20～50代の現役世代の参加率は低調であり、十分にアプローチができていません。一方で、これらの層は今後精華町の宝ものを保存・活用する担い手となる層です。上記を鑑み、従来とは異なる手法で精華町の宝ものの周知・学習機会の提供を行う必要があります。

今回の委託によって、開催日時・場所に縛られることなく、参加者自身のペースで町内を歩き、学習できるデジタルコンテンツを制作することで、この課題の解決を図ります。

3. 事業の目的

精華町の宝ものを、身近に感じながら学習する機会を創出するため、個人が所有するスマートフォンやタブレット等（以下、「モバイル端末」という）を用いた、周遊型のデジタルコンテンツを作成します。

主なターゲット層は、町内在住の20～50代の現役世代とします。また、コンセプトとして、「精華町の住民が、日曜日に散歩するついでに少し足を伸ばせば『精華町の宝もの』が学べるようなクイズラリー」を掲げます。

なお、上記のターゲット層設定・コンセプト想定は、町外者等の参加を制限するものではありません。

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 事業の概要

(1) イラストマップの作成

精華町全域のイラストマップを作成する。

(2) デジタルマップの制作

(1)をもとに、町内の「精華町の宝もの」を周遊するデジタルマップを作成する。

(3) デジタルクイズラリーの実施

(1) で作成したイラストマップ・(2) で制作したデジタルマップを活用し、町内の「精華町の宝もの」をより効果的に学習できるデジタルクイズラリーを制作・実施する。

6. 企画提案にあたっての留意事項

(1) イラストマップの作成

- ・精華町域全体のマップを作成すること。
- ・(2) で制作するデジタルマップ、(3) で制作するクイズラリーに利用できるようデザインすること。

(2) デジタルマップの制作

① デジタルマップの公開等について

- ・デジタルマップの公開期間は、令和9年3月31日までを想定している。
- ・事業で使用するアプリケーションの指定はないが、以下に留意して提案を行うこと。
- ・公開期間中、24時間、モバイル端末で閲覧・参加できるものを採用すること。
- ・可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なアプリケーションとすること。

② デジタルマップに使用するコンテンツ等について

- ・アイコン、イラスト等は、原則受注者が用意すること。
- ・ただし、「精華町の宝もの」の写真等、受注者による撮影・入手が困難なものについては、発注者が用意した画像を利用すること。
- ・掲載する「精華町の宝もの」は、30～40箇所程度とし、発注者が作成した解説文を付すこと。
- ・GPS機能を利用し、周遊者の現在地が確認できるものとする。

(3) デジタルクイズラリーの実施

① クイズラリーの方式について

- ・実施期間は、令和8年度の冬から春にかけて、2か月程度を想定している。
- ・参加人数の上限は100～200名程度を想定している。
- ・管理人が常住しない神社等を周遊スポットとして含める可能性があるため、チェックインにGPS機能を用いる等、管理が容易で、かつ参加者にわかりやすく周遊ができるようにすること。
- ・クイズを回答するスポットの個数は10箇所程度を想定している。
- ・クイズ及びビクイズの解説文は、発注者が作成したものを掲載する。
- ・周遊エリアは精華町全域を想定しているが、より効果的な学習が期待できる場合、エリアの縮小を提案してもよい。

②クイズラリー参加者への景品交換について

- ・一定のクイズ正答によって、景品への申込が出来るよう設定すること。
- ・景品の引換は郵送により実施し、景品の作成・発送は発注者が行う。
- ・景品申込者一覧を作成し、発注者へ提出すること。

③参加者の情報収集について

- ・クイズラリーの参加時にユーザー登録等が必要な場合は、ユーザー識別に必要な情報や参加者層の分析に必要な最低限の情報（メールアドレス、ニックネーム、年齢、居住地等）のみを入力項目とし、住所、氏名、電話番号等の個人情報は、景品を申し込む時点で収集することとし、その連絡のみに利用すること。また、その旨を申込時に申込者が確認できるようにすること。
- ・ユーザー登録及び景品申込等の際に、参加者が情報を入力し送信するフォーム類を作成する場合は、個人情報を取り扱う上でセキュリティが十分なものとすること。
- ・なお、フォーム類については、デジタルマップ・クイズラリーとは異なるアプリケーションを用いてもよいが、その場合はWEBアプリケーションを用いること。

(4) 本事業共通の留意事項

- ・技術的な問題に関する問合せがあった際には、可能な限り迅速に対応すること。
- ・参加者の属性と傾向に関するデータが収集できる場合、本事業の利用のみを目的とし、収集を行うこと。またその旨を参加者に周知し、同意の上で収集すること。分析した結果は、発注者に提出すること。なお、様式は任意とする。
- ・本事業で必要なドメイン等は、受注者で用意すること。
- ・本町に既存のデジタルコンテンツとの連携や、コンテンツ拡張などにより、本事業で作成したデジタルマップ・クイズラリーが今年度の事業終了後にも発展性・将来性が見込める場合は、提案の際に触れること。
- ・その他、本事業をより効果的に実施できる独自の提案がある場合は、企画提案の際に触れること。

7. 関係書類の提出

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は任意とする。

(1) 事業計画書

受注者は契約後速やかに事業計画書を作成し、町に提出し承諾を得ること。

(2) 業務完了後の報告

受注者は、業務終了にあたり、速やかに下記の書類を提出すること。

- ①業務完了報告書
- ②成果物
- ③その他、町が必要とする書類

(3) その他

上記のほか、受注者は、町からの指示に基づき適宜必要な書類を作成し、提出するものとする。

8. その他

- (1) 受注者は、業務全体の進行管理や発注者との連絡調整を行うため、実施責任者や担当者等を選任し、業務の履行に関しては、町と綿密に協議しながら進めるものとする。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 業務実施にあたり個人情報の取扱いについては、精華町個人情報保護条例に基づき、適正に行うこと。
- (4) 契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度協議のうえ定める。